

令和4年度11月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

9月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	補正予算額				合計	11月現計 予算額	(参考) 4年度11現/ 3年度11現
		11月補正その1 (その3)※1	11月補正その2 (その4)※1					
		物価高騰 対策	コロナ 対策	その他	計			
一般会計	24,099.46	31.99	61.26	13.90	75.16	107.16	24,206.62	87.9
特別会計	21,164.84	—	—	—	—	—	21,164.84	103.4
企業会計	1,586.17	—	—	12.19	12.19	12.19	1,598.36	107.0
計	46,850.48	31.99	61.26	26.09	87.35	119.35	46,969.84	94.9

※1 その3、その4は、第3回定例会における予算議案の通し番号

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	補正予算額				合計	11月現計 予算額
		11月補正その1 (その3)	11月補正その2 (その4)				
		物価高騰 対策	コロナ 対策	その他	計		
地方交付税	1,263.43	1.28	9.17	13.90	23.07	24.35	1,287.79
国庫支出金	4,850.07	30.71	18.35	—	18.35	49.06 ^{※2}	4,899.14
繰入金	1,452.21	—	33.73	—	33.73	33.73 ^{※3}	1,485.95
その他	16,533.74	—	—	—	—	—	16,533.74
計	24,099.46	31.99	61.26	13.90	75.16	107.16	24,206.62

※2 国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は30.71億円

※3 繰入金は、全て地域医療介護総合確保基金繰入金

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

- (1) 11月補正その1 31億9,956万円
- ア 物価高騰等対策
- 信用保証事業費補助 31億9,956万円
- 原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業者等を支援するため、融資を受ける際の信用保証料に対する補助について、追加で措置する。
- [産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]
- (2) 11月補正その2 87億3,566万円
- ア 新型コロナウイルス感染症対策
- 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等に対する支援 33億7,374万円
- 介護サービス等の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症の療養者が発生した際に必要な介護人材の確保や感染拡大防止対策等に対する補助について、追加で措置する。
- [福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]
- 地域医療介護総合確保基金積立金 27億5,279万円
- 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等に対する支援の財源とするため、基金への積み立てを行う。
- [福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]
- イ その他
- 県議会議員及び知事選挙に要する経費 13億9,001万円
- 令和5年4月に行われる県議会議員及び知事選挙の執行にあたり、今年度中に準備が必要な投票用紙や選挙公報の印刷などにかかる経費を計上する。
- [政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]
- 流域下水道施設における光熱費の増影響への対応（流域下水道事業会計） 12億1,911万円
- 燃料価格の高騰等の影響に伴い、流域下水道施設における光熱費の不足分を措置する。
- [県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

○ 寒川町学校給食センター整備事業費（公営企業資金等運用事業会計）

【継続費変更】 23 億 3,485 万円 [令和3年度～令和5年度]

※変更前 22 億 5,800 万円 [令和3年度～令和4年度]

寒川町学校給食センター整備工事について、物価高騰等の影響による工期延伸及び工事費の増額に対応するため、既設定の継続費を変更する。

[企業局財務部財産管理課長 電話 045-210-7050]

○ ゼロ県債の設定（P4～5参照）

【債務負担行為の設定】 期 間 令和4年度～令和5年度

限度額(総額) 151 億 2,834 万円

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和5年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

ゼロ県債の設定

1 目的

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和5年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

※ **ゼロ県債**（当該年度の支出が（ゼロ）の（県）費（債）務負担行為）
翌年度に歳出予算化する県単独の建設事業等を、当該年度の支出は伴わず（支出がゼロ）に前倒しして発注するために設定する県費債務負担行為

2 設定額	債務負担行為の総額	151 億 2,834 万円（過去最大）
	【内訳】 一般会計	82 億 4,869 万円
	特別会計	2 億 1,502 万円
	企業会計	66 億 6,463 万円

<参考：近年の推移>

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
79.7億円 (330箇所)	77.2億円 (319箇所)	95.1億円 (350箇所)	129.2億円 (447箇所)	151.2億円 (484箇所)

3 ゼロ県債のメリット

(中小企業者への効果)

- ・ 端境期における仕事量の確保
- ・ 年間事業量の平準化（※）
- ・ 資材購入や雇用の早期実施
- ・ 円滑な融資の確保

(地域への効果)

- ・ 災害対策や道路補修、老朽化した水道管の更新など、県民生活に直結する事業に係る効果の早期発現
- ・ 企業活動そのものを活性化させる景気対策上の効果

※ 平準化の取組

- ゼロ県債を積極的に活用し、4月～6月期の工事稼働件数を確保することにより、平準化率の改善に向けた取組を推進
- 全庁的な推進体制として、「施工時期等の平準化推進会議」を設置
- 令和5年度までに平準化率0.8を目指す。

(参考) 平準化率の推移

令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度見込	令和5年度見込
0.64	0.67	0.71	0.75	0.81

$$\text{平準化率} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

問合せ先

(ゼロ県債全般について)

総務局財政部財政課

副課長 馬淵 電話 045-210-2251

(平準化の取組について)

県土整備局事業管理部県土整備経理課

課長 藤野 電話 045-210-6070

ゼロ県債の設定（令和4年度）

（単位：万円）

配慮業種	事 項	箇所数	債務負担行為 設定限度額	事業内容 ・ 箇所等
①建設業 （工事関係）	林道改良事業費 ほか	7	14,271	舗装工 相模原市緑区佐野川地内 ほか
	道路補修費 ほか	81	208,580	舗装工 国道129号 厚木市下依知一丁目 ほか
	河川修繕費 ほか	41	109,750	転落防止柵設置工 小出川（茅ヶ崎市今宿） ほか
	高等学校施設整備工事費	5	229,900	耐震補強及び老朽化対策工事、監理業務 商工高校体育館 ほか
	交通安全施設整備費	37	12,000	道路標識製作設置工事 相模原警察署管内 ほか
	老朽配水管リフレッシュ事業費 ほか	75	645,799	基幹管路更新工事 6箇所 配水管改良工事 54箇所 ほか
		246	1,220,301	
②設計 コンサル タント業	道路補修費 ほか	23	32,100	発注者支援業務 県道72号（松田国府津）小田原市上曾我 ほか
	河川改修事業費 ほか	40	50,927	発注者支援業務 引地川（藤沢市下土棚） ほか
	高等学校施設整備工事設計調査費 ほか	6	8,490	耐震補強及び老朽化対策工事設計業務 市ヶ尾高校管理棟 ほか
		69	91,518	
③塗 装業	交通安全施設整備費 ほか	41	37,300	道路標示塗装業務 相模原警察署管内 ほか
		41	37,300	
④電 気設 備業	交通安全施設整備費 ほか	28	38,957	交通信号機改良等工事 関内駅南口 他15交差点 ほか
		28	38,957	
⑤測 量業	河川修繕費 ほか	47	44,666	定期縦横断測量 目久尻川（藤沢市宮原） ほか
		47	44,666	
⑥そ の他	水源林整備事業費 ほか	25	38,290	森林整備 足柄下郡箱根町宮城野地内 ほか
	河川修繕費 ほか	28	41,800	除草工・伐木工 田越川（逗子市新宿一丁目） ほか
		53	80,090	
合 計		484	1,512,834	

（注） 金額は、万円未満切り捨てのため、符合しないことがある。

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	2 件
条 例 の 廃 止	2 件
条 例 の 改 正	22 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2 件
市 町 負 担 金	1 件
そ の 他	6 件
計	35 件
(参考)11月補正予算	9 件
合 計	44 件

2 主な条例案

【条例の制定等】

○ 個人情報の保護に関する法律関係8条例(P10参照)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法による個人情報の取扱い等に関する全国的な共通ルールが適用されることとされたため、同法の施行に必要な事項等を定める条例を制定するとともに、関係条例の廃止及び改正を行う。

《条例の制定》

- ① 個人情報の保護に関する法律施行条例
- ② 神奈川県個人情報保護審査会条例

《条例の廃止》

- ③ 神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例

《条例の改正》

- ④ 神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例
- ⑤ 神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例
- ⑥ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(※)
- ⑦ 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例
- ⑧ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

※ ⑥については、併せて旅券法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

①～④[政策局政策部情報公開広聴課長 電話 045-210-3710]

⑤[政策局政策部政策法務課長 電話 045-210-2410]

⑥[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

⑦[政策局総務室(統計センター)企画調整担当課長 電話 045-210-3012]

⑧[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

3 その他の提出予定議案

【条例の廃止等】

○ 職員の定年引上げに関する関係12条例

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も引き上げられることを踏まえ、地方公務員法が改正されたこと等により、関係条例の廃止及び改正を行う。

《条例の廃止》

① 再任用に関する条例を廃止する条例

《条例の改正》

② 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

③ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

④ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

⑤ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

⑥ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

⑦ 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

⑧ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

⑨ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

⑩ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

⑪ 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

⑫ 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

①～⑪、⑫下記以外について[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

⑫企業職員関係について[企業局総務室管理担当課長 電話 045-210-7011]

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等が県に返還されるなど、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例
旅券法の一部改正等に伴い、パスポートの査証欄の増補に係る手数料の規定を削除するとともに、未交付旅券の発行経費に係る手数料を新設するなど、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]
- 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例
旅券法の一部改正等に伴い、パスポートの電子申請時にも収入証紙による納付を可能とするため、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]
- 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例
将来、県内において地域医療を担う医師の育成及び確保を図るため、令和5年度から日本大学入学者を神奈川県地域医療医師修学資金の貸付対象に加える。
[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]
- 警察組織に関する条例の一部を改正する条例
浦賀警察署の名称を横須賀南警察署に変更するため、所要の改正を行う。
[警察本部警務部警務課企画室副室長 電話 045-211-1212 内線2691]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
①	都市計画道路城山多古線(仮称)新坂下トンネル新設工事請負契約	小田原市久野～多古地内	西松・エス・ケイ・ディ・稲元特定建設工事共同企業体	16億8,850万円
②	厚木東高校商業教育棟新築工事(建築一第1工区)請負契約	厚木市王子1丁目1番1号	小島・関野特定建設工事共同企業体	13億6,065万940円

①[県土整備局道路部道路整備課長 電話 045-210-6420]

②[教育局指導部高校教育課高校教育企画室長 電話 045-210-8370]

【市町負担金】

- 管理事業に対する市町負担金
県の行う管理事業について、下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。
[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

- 神奈川県科学技術政策大綱の変更について
神奈川県科学技術政策大綱を変更するため、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」第3条第1項の規定により提案する。
[政策局いのち・未来戦略本部室科学技術イノベーション担当課長
電話 045-285-0183]

- 神奈川県道路公社の有料道路整備事業計画変更に対する同意について
障がい者に対する割引制度適用の要件の緩和及び企画割引の規定を追加するため、事業計画の一部変更について、同意を求められたので提案する。
[県土整備局道路部道路企画課長 電話 045-210-6400]

- 訴訟の提起について
県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金について、連帯保証人の長男及び長女に対し、詐害行為取消請求の訴訟を提起したいので提案する。
[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

- 和解について(2件)
県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の配偶者及び二女に対する詐害行為取消請求事件について、民事訴訟法第 89 条による横浜地方裁判所相模原支部からの和解勧告に基づき和解する。
[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

- 当せん金付証票の発売について
当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和5年度における宝くじの発売限度額を定める。(令和5年度発売総額 250 億円以内)
[総務局財政部資金・公営事業組合担当課長 電話 045-210-2290]

個人情報の保護に関する法律関係 8 条例案の概要

1 目的

これまで神奈川県個人情報保護条例において定めていた県の個人情報の取扱い等について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、同法による全国的な共通ルールが適用されることとされたため、同法の施行に必要となる事項等を定める条例を制定するとともに、関係条例の廃止及び改正を行う。

2 内容

(1) 個人情報の保護に関する法律施行条例

個人情報保護法の改正に伴い、保有個人情報の開示請求の手續等に関する事項や、行政機関等匿名加工情報（※）の利用に係る手数料その他個人情報保護法の施行に必要となる事項等について定める条例を制定する。

ア 開示決定等の期限（第2条）

保有個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限は、原則15日以内とする。

イ 保有個人情報の開示請求に係る手数料等（第4条）

保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とするとともに、行政文書の写しの交付等を行うときは、当該写しの交付等に要する費用を開示請求者の負担とする。

ウ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第12条）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県と締結する者が納めるべき手数料の額は、21,000円に行政機関等匿名加工情報の作成に要する費用等の額の合計額とする。

エ 審議会への諮問（第14条）

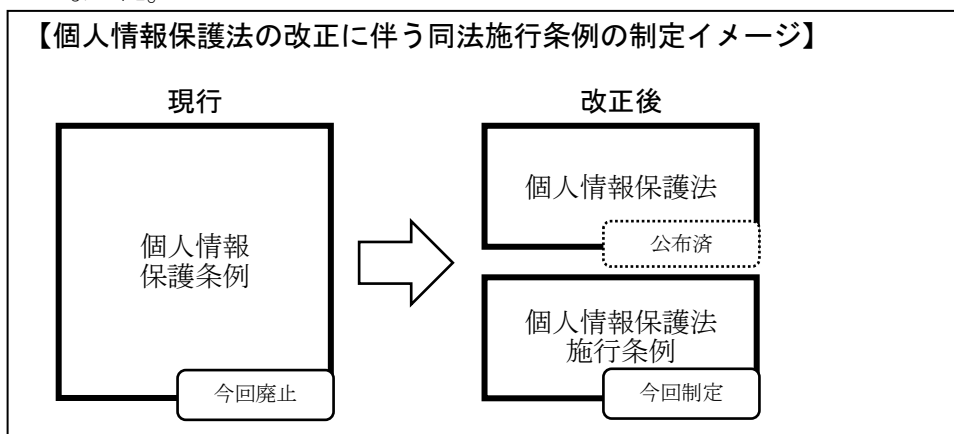
個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

オ その他必要な事項

その他、県の機関等における施行の状況の公表等に関して、所要の定めを行う。

※ 行政機関等匿名加工情報制度の導入

現行、国の行政機関等に導入されている個人情報を特定の個人を識別できないように加工して民間事業者に提供する制度が地方公共団体の機関等にも導入されることとなった。



(2) 神奈川県個人情報保護審査会条例

個人情報保護法の改正に伴い、保有個人情報の開示決定等に係る不作為等の審査請求について諮問する機関が行政不服審査法上の機関とされたことから、同法の規定に基づき、その組織及び運営に関する事項等について定める条例を制定する。

(3) 神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例

これまで条例において定めていた県の個人情報の取扱い等について、改正後の個人情報保護法による全国的な共通ルールが適用されることとされたため、条例を廃止する。

(4) その他関係の条例

ア 神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例

県が保有する個人情報の開示請求の手續等について改正後の個人情報保護法の規定が適用されることから、情報公開請求の手續等についても、同法における保有個人情報の開示請求に係る規定と整合を図るため、所要の改正を行う。

イ 神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例

個人情報保護法の規定に基づく開示決定等に係る審査請求について、関係書類の写し等の交付手数料に関し必要な事項を、神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例において定めるため、所要の改正を行う。

ウ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（※）

神奈川県個人情報保護条例の廃止に伴い、引用規定について所要の改正を行う。

※ ウについては、併せて旅券法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

エ 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例

神奈川県個人情報保護条例の廃止に伴い、引用規定について所要の改正を行う。

オ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

個人情報保護法の改正及び神奈川県個人情報保護条例の廃止に伴い、神奈川県個人情報保護審査会の設置根拠が条例から法に変更となることから、同審査会の規定を削除するほか、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2(4)ウのうち旅券法の一部改正等に伴う改正部分については令和5年3月27日。

問合せ先

2(1)、(2)、(3)、(4)アについて

政策局政策部情報公開広聴課長

柴田 電話 045-210-3710

2(4)イについて

政策局政策部政策法務課長

北島 電話 045-210-2410

2(4)ウについて

政策局自治振興部市町村課長

船山 電話 045-210-3160

2(4)エについて

政策局総務室（統計センター）企画調整担当課長

小泉 電話 045-210-3012

2(4)オについて

総務局組織人材部人事課長

竜江 電話 045-210-2150

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 馬淵 電話 045-210-2251

予算編成グループ 稲田 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 小泉 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022